

ふじみ野市こどもの未来を育む条例（原案）に関する意見等の募集結果について

■提出期間

令和3年12月1日（水）～ 令和4年1月4日（火）

■意見の募集結果

提出者数 6名 提出件数 8件

■意見提出方法の内訳

郵便 0件 ファクス 0件
電子メール 0件 直接書面による提出 8件

■担当課

こども・元気健康部 子育て支援課

■意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
NO.1【全体】 「～するよう努めるものとする」などの書き方ではほとんど期待できないと感じる。	本条例の内容は、ふじみ野市に関わる全ての人にご協力をいただきながら、こどもにとってやさしいまちを実現していくものであることから、各条項の文言については、「～しなければならない」という厳しい表現ではなく、「～するよう努めるものとする」という柔らかい表現を用いています。 なお、本条例において、市は先頭に立って推進していくべき立場にあることから、市のみが主語となる規定については、「～しなければならない」または「～するものとする」という表現を用いています。	なし
NO.2【第8条関係】 こどもに世の中の厳しさを知ってもらうため、一日里親や数日間ホームステイのようなものを実施する。	本条例は、ふじみ野市全体で「こどもたちの未来を育む」という意識を共有し、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例であり、具体的な施策については規定しておりません。 いただいたご意見については、今後施策を推進していく中で参考にさせていただきます。	なし

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>NO. 3【第9条関係】</p> <p>小中学校グラウンドの芝生化</p>	<p>本条例は、ふじみ野市全体で「こどもたちの未来を育む」という意識を共有し、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例であり、予算措置の直接の根拠となるものではないことから、この条例によって当然に小中学校グラウンドの芝生化が進められるものではありません。</p> <p>いただいたご意見については、今後施策を推進していく中で参考にさせていただきます。</p>	なし
<p>NO. 4【第13条関係】</p> <p>外で飲食することが多いため、公園等のベンチを増やしてほしい。</p>	<p>本条例は、ふじみ野市全体で「こどもたちの未来を育む」という意識を共有し、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例であり、予算措置の直接の根拠となるものではないことから、この条例によって当然に公園のベンチの増設等が進められるものではありません。</p> <p>いただいたご意見については、今後施策を推進していく中で参考にさせていただきます。</p>	なし
<p>NO. 5【第13条関係】</p> <p>未就学児同伴時のタクシー無料化</p>	<p>本条例は、ふじみ野市全体で「こどもたちの未来を育む」という意識を共有し、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例であり、予算措置の直接の根拠となるものではないことから、この条例によって当然に未就学児同伴時のタクシー無料化が進められるものではありません。</p> <p>いただいたご意見については、今後施策を推進していく中で参考にさせていただきます。</p> <p>なお、現在、本市ではお出かけサポートタクシー事業を実施し、妊娠されている方や就学前のお子さま（要保護者同伴）を対象に、タクシー運賃の一部を助成しております。</p>	なし

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正
<p>NO. 6【第13条関係】</p> <p>地域のつながりが大切であり、町会の存在や町会を支えることの重要性を感じている。町会の会議やイベントの際に、ファミリー・サポートの利用料金の割引や減免等の補助が受けられるようにしてほしい。</p>	<p>本条例は、ふじみ野市全体で「こどもたちの未来を育む」という意識を共有し、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例であり、予算措置の直接の根拠となるものではないことから、この条例によって当然にファミリー・サポートの利用料金の補助が進められるものではありません。</p> <p>いただいたご意見については、今後施策を推進していく中で参考にさせていただきます。</p>	なし
<p>NO. 7【第16条関係】</p> <p>地域の通学路で見かけた不審者を通報したところ、尋問のような対応をされたことがあった。怪しい、危ないという意見を出しやすくし、意見の多いものについては改善する等の具体的な方法をもっと考えてほしい。</p>	<p>本条例は、ふじみ野市全体で「こどもたちの未来を育む」という意識を共有し、こどもにとってやさしいまちを実現していくための原理・原則を定めた理念条例であることから、具体的な施策についての規定は置いておりませんが、本条例をもとに、こどもたちが直面している課題を解決できるよう、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設及び事業者が一体となり、こどもたちにとって何が最善であるかを考えていきます。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、こどもたちにとって安全で安心なまちとなるよう、警察等の関係機関との連携を図りながら、取組を進めてまいります。</p>	なし
<p>NO. 8【第16条関係】</p> <p>公園に落ちているタバコの吸い殻について、保護者がこどもに触らせないように注意して確認することも大事だが、地域の方の協力の他、市にも何か対策をしてほしい。</p>	<p>本市では、「ふじみ野市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」を制定し、公園をはじめとする公共の場所での喫煙や吸い殻のポイ捨てをしないように努力義務を規定しています。</p> <p>引き続き、周知啓発を行っていくとともに、いただいたご意見を踏まえ、こどもたちにとって安全で安心なまちとなるよう、地域住民の方との連携を図りながら、取組を進めてまいります。</p>	なし